

平成26年度発注工事における総合評価の基準見直しについて 質問・回答

| 対応月日 | 質問 | 回答 | 備考 |
|-------|--|---|--------------------------|
| 3月26日 | <p>評価点数の表において、チャレンジ型②のみ、作業船保有の評価の記述が異なっています。「工事に使用…」の表現がない</p> <p>チャレンジ型②については、当該工事で活用しなくても評価してもらえるのでしょうか。</p> | <p>方式により、評価方法が以下のとおり異なります。</p> <p>◆技術提案評価型(S型・チャレンジ型②) ⇒評価対象船種の作業船であれば、全て評価の対象となる。 (当該工事で使用するか否かは問わない)</p> <p>◆施工能力評価型(I型・施工計画重視型)(I型)(II型) 技術提案評価型(S型) ⇒当該工事に使用する保有作業船のみ評価対象とする。</p> | HP掲載資料P.1,2に左記内容を追記しました。 |
| 3月26日 | <p>”専任補助者については、現場代理人との兼務時に限り実績等を付与する”とありますが、他の役職(主任技術者 等)については付与されないのでしょうか。</p> | <p>コリンズの技術者情報に登録可能な役職で兼務している場合は当該役職に応じた実績を付与することとします。</p> <p>なお、専任補助者を兼務する事により役職にかかわらず、当該工事への専任義務が生じますので注意願います。</p> | HP掲載資料P.4の内容を一部修正しました。 |
| 5月9日 | <p>技術者の能力等の評価において、同種工事の成績はH14. 4. 1以降ではなく、H13. 4. 1以降が対象となるのでしょうか？</p> | <p>平成26年度4月1日以降の公告案件より、技術者の能力等の評価における同種工事の工事成績は平成13. 4. 1以降を対象としております。</p> | HP掲載資料P.1に左記内容を追記しました。 |